

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( )	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( )	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○農地中間管理機構が行う特例事業に係る事業規程の変更の承認 (農業担い手支援課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	3

## 告 示

### 高知県告示第714号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限

細木病院 高知市大膳町37番地 令5・11・令8・10・1 31

### 高知県告示第715号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年12月農林省告示第1537号 (三に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第716号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

錦浦加入区

### 高知県告示第717号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により令和元年11月高知県告示第490号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和5年11月16日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

錦浦加入区

### 高知県告示第718号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸郡北川村和田字榎平604番2から 安芸郡北川村和田字榎平825番2まで	前		851	
		6.0 } 28.1		
	後	A	6.0 } 28.1	851
		B	8.6 } 56.0	

### 高知県告示第719号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡的測字シイタ83番1から 高知市鏡的測字シイタ84番1まで	前	11.4 } 18.5	28
高知市鏡的測字シイタ83番1から 高知市鏡的測字シイタ868番2まで	後	7.2 } 15.0	28

### 高知県告示第720号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年11月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道

- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町川井字柳渕 682番1から 長岡郡大豊町川井字柳渕 683番1まで	150	令和5年11月17日

高知県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年11月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字瀧ノ峯乙2844番から 須崎市上分字瀧ノ峯乙2839番まで	56	令和5年11月17日

高知県告示第722号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大桶 字七反畑	甲2237番15	4.91	34.89	

-----  
公 告  
-----

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社が行う特例事業に係る事業規程の変更を令和5年9月29日に承認したので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

- 変更の承認に係る特例事業の種類
- 法第7条第1号に掲げる農地売買等事業
  - 法第7条第2号に掲げる農地売買信託等事業
  - 法第7条第3号に掲げる農地所有適格法人出資育成事業
  - 法第7条第4号に掲げる研修等事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
令和5年11月17日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年10月3日 5高都計第295号	香美市土佐山田町中野字川田丸242番1の一部	南国市駅前町二丁目5番43号201号室 島本 直樹

-----  
監 査 公 表  
-----

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。  
令和5年11月17日

高知県監査委員  
5 高行管第226号  
令和5年10月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）  
令和5年8月21日付け5高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通

知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあったが、本年度は増加している。

事務処理の誤りの多くは、担当者の失念並びに会計事務に対する知識不足及び確認不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研修や実務研修などを通じて、職員が会計事務に対する理解をさらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等に加え、会計事務に関して担当者への指導の中心となるチーフに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていくとともに、今後財務会計システムを再構築する中で、電子決裁の導入や予算執行管理機能の強化などについて検討を進め、人為的なミスの防止機能の拡充と併せて事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに取り組みます。

第2 指摘事項の該当機関

1 農業振興部須崎農業振興センター

(1) 指摘事項

窪川2期地区地域ため池総合整備小屋ガ谷池仮設道工事において、高知県建設工事検査規程（昭和42年1月高知県訓令第3号）に基づき技術管理課長が検査命令権者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、農業振興部の課が主管する工事にあつては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものは、土木部に

いて工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由  
 当該工事は、当初の請負対象金額（設計金額）が5,000万円未満であったものが、完了直前の変更で5,000万円以上となったものです。請負対象金額は5,000万円以上となったものの、契約金額は5,000万円未満であったこともあり、年度末までの工期内の完了に向けた工事の進捗管理等に注力する中、担当者及び決裁ルートの各職員の確認が不十分となり、工事検査の手続きの不備を認識できませんでした。

(3) 措置状況  
 今後は、工事ごとに作成しているチェックリストに検査命令に関する項目を追加し、管理職員等も含めてチェックすることで手続き漏れの防止を図るとともに、本事案及びチェックリストについて課内会で周知徹底することにより、高知県建設工事検査規程に則った適切な事務に取り組みます。

2 農業振興部農業技術センター

(1) 指摘事項  
 農業技術センター庁舎清掃業務委託において、予算額を上回る予定価格を設定していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、予算の定めるところに従いなければならないと定めた地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由  
 当該業務委託の予定価格調書作成時において、委託業務の内容を精査した結果、予算を上回ることが判明しましたが、契約担当者は不足分については他の委託業務の入札残等で対応できると判断していました。

しかし、その旨を施行何に記載していなかったため、予算額を上回る予定価格に対して予算措置がなされることが書面で確認できない状態でした。

(3) 措置状況  
 今後は、予定価格の設定において予算額内となるよう努めるとともに、予算不足時の対応等について施行何に記載するなど、所属としてどのような判断を行ったか書面により確認できるように対応します。

3 林業振興・環境部中央西林業事務所

(1) 指摘事項  
 幹線林道開設事業上名・用居線1工区工事において、高知県建設工事検査規程に基づき技術管理課長が検査命令権

者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、林業振興・環境部の課が主管する工事については、1件の請負対象金額が5,000万円以上のもは、土木部において工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由  
 当該工事は、当初の請負対象金額が5,000万円未満であったものが、その後の設計変更により5,000万円以上となったものです。本来であれば、検査命令権者は技術管理課長とすべきところ、担当者及び決裁ルートの各職員の確認・注意不足により、設計変更前の請負対象金額に対する検査命令権者であった事務所長の命令で完成検査を実施したものです。

(3) 措置状況  
 部内において本事案を共有するとともに、高知県建設工事検査規程における請負対象金額ごとの検査命令権者の確認を周知徹底しました。

今後は、検査命令に関する項目が入ったチェックリストを作成し、設計変更があった工事等については、チェックリストに基づき管理職員等も含めて確認することを部内でルール化し、再発防止に努めるとともに、高知県建設工事検査規程に則った適正な事務処理を徹底します。

5 高教政第611号  
 令和5年10月30日

高知県監査委員 様  
 高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）  
 令和5年8月21日付け5高監報第5号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：春野高等学校

1 指摘事項  
 生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会

計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由  
 生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。

3 措置状況  
 所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実に行うこと、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。

今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月17日  
 高知県知事 濱田 省司

1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
 備蓄用毛布 11,580枚

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 落札者を決定した日  
 令和5年10月18日

4 落札者の氏名及び住所  
 有限会社バイテック 高知市横内164番地1

5 落札金額  
 17,572,071円

6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
 令和5年8月1日